

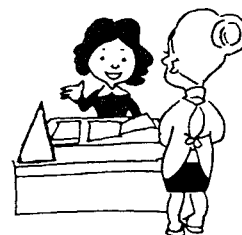
市民課からのお知らせ

住民基本台帳に関する届出について

住民基本台帳に関する届出の種類、届出期間等については、次のとおりです。届出を行う際の参考にしてください。

表中の届出に際しては、必ず印鑑を持参してください。なお、国保世帯については保険証、国民年金手帳等も忘れずにご持参ください。

連絡先 市民課窓口係及び各出張所



届出関係一覧表

	届出の種類	届出期間	届出地	届出義務者	摘要
届出	転入届	転入をした日から14日以内	住所地	本人または世帯主	新たに市町村の区域内に住所を定めること 転出証明書を添付し届け出る
	転居届	転居をした日から14日以内	〃	〃	同一の市町村の区域内で住所を変更すること
	転出届	あらかじめ	〃	〃	市町村の区域外へ住所を移すこと(国外へ行く場合も含む)国外を除き転出証明書を交付する
	世帯合併				同一住所にある既存の2つの世帯を1つにすること
	世帯分離	変更があった日か	〃	〃	同一住所にある既存の世帯を2つの世帯に分けること
	世帯(構成)変更	ら14日以内			同一住所にある既存の世帯間2つの世帯員の異動
	世帯主変更				当該世帯の世帯主の変更

(注) 届出期間の起算日は、事件発生の日すなわち住所を定めた日等の翌日から起算します。届出期間の末日が休日であるときは、その翌日に期間が満了します。

高齢福祉年金

証書の提出を

高齢福祉年金八月期(四月～七月分)の支払いが、郵便局で八月十一日から行われます。

年金を受領した方は、国民年金証書を市役所市民課国民年金係に提出してください。

なお、他の公的年金や恩給などを受けている場合は、改定通知書などを忘れずに添えて提出してください。

問合せ 市民課国民年金係

退職金づくりは

中退金で

中退金制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度をもつことが困難な中小企業に、国の援助で大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としてつくられた、国の制度です。

〈中退金制度の特色〉

○国の制度ですので安全・確実です。

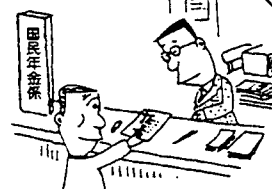


退職金共済制度

中小企業



8月期受けとつたら



○月々少額の掛金で、企業の実態にあった退職金づくりができます。

○掛金の一部と制度の運営費は、国が負担します。

○掛金は税法上損金・必要経費として全額免税になります。

○福利厚生施設を設置する場合、その資金を融資します。

〈掛金の種類〉

月額三千円から二万円までの十三種類があります。

〈加入の手続〉

所定の申込書(金融機関に備え付け)に申込金(掛金の一カ月分)を添えて、お近くの金融機関(または、委託事業主団体)へ申し込んでください。

〈問合せ〉

中退金の退職金相談コーナー

☎ 03(436)4351